

商工会議所へのご相談は私たちにどうぞ!

振興委員19名を委嘱 連絡会議開催

平成十九年度第一回小規模企業振興委員連絡会議が五月十四日(月)、当所において開催された。

会議に先立ち、感謝状贈呈(退任振興委員)並びに振興委員の委嘱を行い、亀田会頭、佐野市産業文化部長落合昭雄氏挨拶後、議題に入った。

会議は、中村事務局長が議長となり進行、佐野市産業文化部川邊商工課長より商工課主要な施策等について説明後、当所重点事業について、栃木県商工会議所議員大会提言・要望事項について、佐野市まちなか活性化事業について、創業塾・経営革新塾の開催について、小規模企業振興委員連絡会議等予定について事務局から説明した。

発表では、①平成十八年度第四半期分「景況調査」報告②平成十八年度マル経資金等の実績③第四回写真コンテストについて説明した。

地域及び業界等の情報を各振興委員から発表、各業界による景況の情報が多数報告された。

なお、今年度の振興委員十九名は別紙折込チラシのとおり。

昨年度をもちまして金井佳男氏(株カナイ)、小沼義典氏(株小沼呉服店)、林弘之氏(株林総合人材センター)が退任された。長



第9代会長に藤沼氏選任

平成19年度青年部通常総会

佐野商工会議所青年部では、五月二十八日(月)午後六時から、平成十九年度通常総会を開催した。

当日は、市川会長が議長となり、平成十八年度事業報告並びに収支決算、平成十九年度事業計画並びに収支予算について審議し、原案通り承認された。

また、今年度は役員の変更があり、第九代会長に、藤沼邦男氏(当所議員・㈱藤沼人形本店代表取締役)



第九代会長 藤沼氏

佐野YEG通信

夢に挑戦・目指せ起業家 「創業塾」開催

日時 8月22日(水)~10月24日(水)
午後6時30分~午後9時30分
毎週水曜日 全10回開催

場所 佐野商工会議所 3階大会議室

対象者 創業を予定される方、創業意欲がある方、経営を勉強したい方等
(主婦、サラリーマン、OL等で意欲のある方のご参加をお待ちしております。)

受講料 10,000円
(受講料5,000円、交流会費5,000円)

問合先 当所経営支援課 金尾
☎ 22-5511

ガス会社自らが先頭に立って環境活動を

天然ガススタンド開設



当所議員事業所・佐野瓦斯(株)久保町・菊池宏行社長は、五月九日(水)に「佐野ガスエコ・ステーション」の竣工式を行い、当所から亀田会頭が出席した。

この「佐野ガスエコ・ステーション」は佐野瓦斯(株)が先頭に立って環境活動を」と県内二カ所目の天然ガススタンドとして本社用地に設置。広さは、約七二〇㎡で補充設備一基を備えている。

天然ガス自動車は、燃費や走行性能はガソリン車と同程度ながら、燃料単価が安く、二酸化炭素や窒素酸化物の排出が少なく、黒煙や硫酸酸化物が排出されないのが特徴です。

同社は「環境に優しい天然ガス自動車も補給所がないと浸透しない。収益の厳しさは覚悟している。環境や社会貢献の面から粘り強く普及させていきたい」と話してくれた。

(阿部)

まちなか活性化のための新しい補助制度

佐野市では、佐野市まちなか活性化事業として、平成十九年四月一日から「空き店舗活用」に「にぎわい創出事業」と「にぎわい創出活動」

事業の補助金制度を開始されました。

《「にぎわい創出事業」》
中心市街地で、空き店舗を活用して新たに店舗を開業する方に補助金を交付。

○対象区域:
佐野地区昇栄通り、殿町通り、ギオン通り、県道佐野停車場線(駅前通り、国道旧50号線(大橋から



■空き店舗活用「にぎわい創出事業」

補助対象	家賃(礼金、敷金などは除く)	店舗改装費	開店広告費	運営費(公共スペース)
補助率	月額額の3分の2以内	改装費の2分の1以内	対象経費の2分の1以内	対象経費の3分の2以内
補助期間	開店から12カ月	新規開店当初分	新規開店当初分	限定なし
限度額	120万円	200万円	50万円	50万円/年度

《「にぎわい創出活動事業」》
中心市街地で、にぎわい創出のためのイベントなどを開催する団体に補助金を交付します。

○対象区域:佐野地区(佐野駅舎跡地、佐野駅南区画整理事業済地内、城山公園)他

○対象者:商業団体、まちづくり会社など

雇用保険法が変わります!

~雇用保険被保険者のみなさまへ~

雇用保険の受給資格要件が変わります

○これまでの週所定労働時間による被保険者区分(短時間労働者以外の一般被保険者/短時間被保険者)をなくし、雇用保険の基本手当の受給資格要件を一本化します。

○原則として、平成19年10月1日以降に離職された方が対象となります。

- 【旧】
- ・短時間労働者以外の一般被保険者 ⇒ 6月(各月14日以上)
 - ・短時間労働被保険者(週所定労働時間20~30時間) ⇒ 12月(各月11日以上)

【新】雇用保険の基本手当を受給するためには、週所定労働時間の長短にかかわらず原則、**12月(各月11日以上)**の被保険者期間が必要。
※倒産・解雇等により離職された方(注)は、6月(各月11日以上)が必要。

詳しい条件等は佐野公共職業安定所(☎22-6260)にお問い合わせ下さい。

公的融資を

解りやすく解説

平成19年度 融資の案内作成

当所では、佐野市、佐野市あそ商工会と共同で、「平成十九年度融資の案内」を作成した。

これは、栃木県・県振興センター・佐野市・政府系金融機関(中小企業金融公庫・商工中金・国民生活金融公庫)・商工会・商工会議所等の公的融資について解りやすく一冊に取りまとめたもので、中小企業者等の融資相談に役立つ。



中小企業季節資金

(夏季資金)のお知らせ

栃木県では、本年度も中小企業の皆様に夏季の運転資金の融資を行います。

【融資対象者】県内に一年以上事業所を有して営業を行っている中小企業及び事業協同組合

【資金使途】商品仕入・ポナスの支払いなどの季節的な運転資金。

【融資額】企業が1千万以内、団体が1億円以内。利率は年二%以内(保証付の場合)。

【お問合せ先】取扱金融機関又は県経営支援課(☎22-6231-3181)まで。

(金尾)

※詳しくは、当所経営支援課(☎22-5511)までお問い合わせ下さい。
(小倉)